

第0章 インボイス制度と電子帳簿保存法

インボイス制度の概要	1
インボイス登録事業者が発行する適格請求書	4
課税事業者（原則課税）の仕入税額控除に関する経過措置	5
免税事業者がインボイス登録事業者になった場合の経過措置	8
電子帳簿保存法の概要	10

第1章 医師が知っておくべき税金の基礎知識

開業医にかかる主な税金の種類と特徴	12
所得税の基本的な仕組みを理解する	14
法人税の基本的な仕組みを理解する	18
消費税の基本的な仕組みを理解する	20
相続税の基本的な仕組みを理解する	23
贈与税の基本的な仕組みを理解する	26
医療業に設けられている税制上の特例	28
永久節税と繰延節税の違い	30

第2章 医業又は歯科医業を営む個人が使える節税

青色事業専従者給与を支給する	32
小規模企業共済に加入する	34
中小企業倒産防止共済に加入する	36

第3章 個人事業から医療法人化することによる節税

給与所得控除の効果と社会保険料の負担増を検証する	38
役員報酬の設定による所得税と法人税の税率差を活用する	40
医療法人で貯蓄して役員退職金を支給する仕組みをつくる	42
役員退職金の節税効果と繰越欠損金を活用する	44

第4章 医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が使える節税

青色申告承認申請書を提出し青色申告の特典を活用する	48
消費期限切れの医薬品等の在庫を処分する	50
給与等の支給額が増加した場合の税額控除を適用する	52
永年勤続者へ記念品又は創業記念品を支給する	54
役員又は従業員に対して食事を支給する	56
新年会・忘年会等のレクリエーションを開催する	57
職員慰安旅行を実施する	58

従業員のための社宅を借りる	59
従業員へ慶弔見舞金を支給する	61
リゾート会員権を福利厚生の目的で購入する	62
保養所（別荘）を福利厚生の目的で購入する	64
ゴルフ会員権を交際接待の目的で購入する	66
固定資産や消耗品等の物品を購入する	68
中古資産を購入する	70
中小企業投資促進税制又は中小企業経営強化税制を適用する	71
高度医療用機器の特別償却を適用する	73
勤務時間短縮用設備等の特別償却を適用する	75
構想適合病院用建物等の特別償却を適用する	77
使用していない資産を除却する	78
ホームページを制作する	80
壊れたままのものや古くなったものの修繕を行う	82
海外の学会又は病院視察等のための海外出張を実施する	84
翌年1年分の家賃又は保険料をまとめて支払う	86
医業未収金等に対して貸倒引当金を計上する	88
患者負担金等の未収金を貸倒損失として計上する	90
建物を賃借した際の保証金の償却部分を経費にする	91
社会保険診療報酬の所得計算の特例を選択する	92
消費税の簡易課税制度を選択する	94

第5章 医療法人が使える節税

医療法人から役員報酬を支給する	96
医療法人から役員賞与を支給する	98
医療法人から役員退職金を支給する	100
医療法人の特殊関係使用人に給与を支給する	104
医療法人の使用人兼務役員に給与を支給する	106
医療法人の決算時に従業員賞与を未払計上する	108
医療法人の役員又は従業員に出張手当を支給する	110
医療法人から寄附金を支払う	112
医療法人で役員社宅を借りる	114
医療法人で役員社宅を購入する	116
ロータリークラブ・ライオンズクラブに入会する	118

第6章 保険を活用した節税

福利厚生の目的で養老保険に加入する	120
医療法人契約で解約返戻率が高い定期保険等に加入する	122
医療法人契約の所得補償保険に加入する	127
医療法人契約で借入金対策の逓減定期保険に加入する	129

第7章 個人として使える所得税の節税

医療費が10万円を超えたら医療費控除を適用する	132
子供の国民年金保険料を支払って社会保険料控除を適用する	134
個人型確定拠出年金に加入して小規模企業共済等掛金控除を適用する	135
個人契約の生命保険に加入して生命保険料控除を適用する	139
個人契約の地震保険に加入して地震保険料控除を適用する	140
ふるさと納税を行って寄附金控除を適用する	141
出身大学や子供の学校等へ寄附をして寄附金控除を適用する	143
仕送りをしている親を扶養親族として扶養控除を適用する	145
NISA（ニーサ）口座を開設し株式投資を行う	147
NISA以外の口座の株式譲渡損失を翌年以降に繰り越す	150

第8章 医療法人の相続・譲渡・解散のための節税

持分あり医療法人の出資持分を後継者に贈与する	152
持分あり医療法人の出資持分を相続時精算課税制度で贈与する	154
持分なし医療法人で相続税がかからない内部留保利益を貯蓄する	157
持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行する	159
認定医療法人制度を活用して持分なし医療法人へ移行する	161
勇退時・死亡時の役員退職金は後継者の有無で支給額を決める	165
解散する医療法人の役員退職金は残余財産を考えて支給する	167

第9章 MS法人設立による相続税の節税

MS法人を設立して親族に株式を贈与する	170
MS法人の不動産を借りて家賃を支払う	173
MS法人に不動産管理委託料を支払う	175
MS法人の動産を借りてリース料を支払う	177
MS法人に業務委託料を支払う	179
MS法人で不動産投資を行う	181
MS法人で株式投資を行う	183

第10章 医師が個人として使える相続税の節税

子供及び孫に暦年贈与する	185
住宅取得のための資金を贈与する	188
贈与税の配偶者控除を適用する	190
祖父母から孫への教育資金の一括贈与を行う	192
祖父母から孫への結婚・子育て資金の一括贈与を行う	195
養子縁組をして法定相続人を増加する	197
生命保険の非課税枠を活用する	199
贈与を受けた金銭により生命保険に加入する	200
賃貸用不動産を購入する	202

小規模企業共済に加入する

- ▶ 小規模企業共済は年間 84 万円まで掛金を積み立てることができる
- ▶ 掛金はその全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除できる
- ▶ 廃業時の共済金や 65 歳以上の解約手当金は退職所得（1/2 課税）

小規模企業共済制度は個人事業向けの退職金制度

医業又は歯科医業を営む個人が、小規模企業共済制度を使って「掛金」を積み立て、将来事業を廃止した場合等に、それまで積み立てた掛金に応じた「共済金」を受け取ることができる仕組みです。

いわば国がつくった「個人事業向けの退職金制度」といえます。

小規模企業共済の掛金はその全額が所得控除となる

小規模企業共済の掛金は、所得税の計算上、その全額が小規模企業共済等掛金控除として、課税対象となる所得金額から所得控除することができます。

また、1 年以内の前納掛金については、その全額が同様に控除できます。

例えば、年間 84 万円の掛金を所得控除した場合、年間の課税所得が 4,084 万円を超えたときは、所得税・住民税の適用税率が最高税率 55.945% であるため、84 万円 × 55.945% = 約 469,900 円がその年度の節税額となります。

小規模企業共済制度の概要

加入資格	常時使用する従業員の数が 5 人以下の個人事業主 ※医療法人の役員等は加入することができません。
掛金	月額 1,000 円～7 万円まで (500 円単位)
共済金	「一括受取り」、「分割受取り」、「一括受取りと分割受取りの併用」の 3 通りの受け取り方が選べます。
解約手当金	途中解約した場合には解約手当金が受け取れます。但し、掛金納付月数が 12 ヶ月未満の場合は解約手当金がありません。

共済金又は解約手当金には所得税又は相続税がかかる

小規模企業共済は、掛金を支払ったときには所得控除されますが、共済金や解約手当金を受け取った場合には、所得税がかかります。

退職所得は、退職所得控除として、勤続年数 20 年目までは 1 年間あたり 40 万円、勤続年数 21 年目からは 1 年あたり 70 万円までが控除され、控除後の残額の 2 分の 1 に対し、他の所得とは分離して所得税がかかります（1/2 課税）。

公的年金等の雑所得は、公的年金控除（65 歳以上で最低年間 110 万円）が控除できます。

一時所得は、所得の 2 分の 1 が他の所得と合算され、所得税が計算されます（1/2 課税）。但し、一時所得の金額の計算上、受け取った解約手当金から払込みをした掛金の総額を控除することはできません。

共済契約者が亡くなったことにより、その遺族が共済金を請求する場合、中小機構から支払われる死亡退職金は、みなし相続財産として相続税の対象になります。この場合、共済金から非課税限度額（500 万円 × 法定相続人の数）が控除できます。

共済金等にかかる所得税又は相続税の取扱い

共済金又は解約手当金	税目	所得税又は相続税の取扱い
共済金を一括で受け取る場合	所得税	退職所得
共済金を分割で受け取る場合	所得税	公的年金等の雑所得
共済金を一括・分割併用で受け取る場合	所得税	(一括分) 退職所得 (分割分) 公的年金等の雑所得
共済契約者が亡くなったために遺族が共済金を受け取る場合 (死亡退職金)	相続税	みなし相続財産 (退職金非課税制度あり)
65 歳以上の方が任意解約をする場合 (解約手当金)	所得税	退職所得
65 歳未満の方が任意解約をする場合 (解約手当金)	所得税	一時所得

役員退職金の節税効果と繰越欠損金を活用する

- ▶ 役員退職金には退職所得控除と1/2課税による節税効果がある
- ▶ 役員退職金を支給する財源は法人税等の支払い後の資金となる
- ▶ 役員退職金による欠損金は翌年以降10年間繰り越しできる

個人が受け取る役員退職金には所得税がかかる

医療法人において貯蓄した資金は、将来、個人が医療法人を勇退するタイミングで、役員退職金として支給することができます。

この場合、役員退職金を受け取った個人には所得税がかかります。

この役員退職金にかかる所得税は、退職所得として他の所得とは分離して所得税が計算されます（退職所得課税）。

具体的には、受け取った役員退職金の金額から退職所得控除を控除した残額の2分の1（以下「1/2課税」といいます）に対して所得税がかかります。

但し、役員としての勤続年数が5年以下である場合には、所得を2分の1とする計算の適用はありませんので、注意が必要です。

$$\text{(算式) 退職所得} = (\text{退職金額} - \text{退職所得控除}^{\ast}) \times 1/2$$

※退職所得控除

勤続年数20年まで：40万円×勤続年数

勤続年数21年から：800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

役員退職金は法人税等が課税された後の資金から支給される

役員退職金を受け取った場合の退職所得にかかる所得税の計算については、以下のメリットがあります。

- ①退職所得控除を控除することができる
- ②2分の1をかけることができる(1/2課税) ※勤続5年超

将来の役員退職金として受け取ることができれば、1年あたり40万円（勤続20年目まで）又は70万円（勤続21年目から）の退職所得控除が、給与所得控除とは

役員退職金にかかる所得税・住民税等と税負担率

退職金額	5年	10年	15年	20年	25年	30年
5,000万	2,196万 43.9%	884万 17.7%	833万 16.7%	782万 15.6%	693万 13.9%	608万 12.2%
1億円	4,993万 49.9%	2,196万 22.0%	2,140万 21.4%	2,084万 20.8%	1,986万 19.9%	1,888万 18.9%
1億5,000万	7,790万 51.9%	3,594万 24.0%	3,538万 23.6%	3,482万 23.2%	3,385万 22.6%	3,287万 21.9%
2億円	1億587万 52.9%	4,993万 25.0%	4,937万 24.7%	4,881万 24.4%	4,783万 23.9%	4,685万 23.4%

※所得税、復興特別所得税、住民税（均等割を除く）の合算で計算しています。

※勤続年数5年の場合は1/2課税の適用がないものとして計算しています。

※1万円未満は四捨五入しています。

※税負担率＝所得税等の金額／退職金額

別に適用することができ、さらに、退職所得控除後に1/2をかけますので、役員報酬に対する所得税等の半分以下の課税で済むことになります。

但し、役員退職金として支給できる財源は、医療法人内で貯蓄しますので、法人税等を支払った後の資金となってしまいます。

つまり、役員退職金として受け取る場合には、法人所得に対する法人税等と退職所得に対する所得税等の両方がかかることになるのです。

所得税等最高税率55.945%が適用される場合のイメージ



※役員報酬は損金算入されますので法人税等はありません。



※役員退職金財源は医療法人内に貯蓄されるため、法人税等がかかります。

※医療法人における法人税等は25%、役員退職金の税負担率は20%として計算しています。

この場合は、役員報酬で受け取る1,000万円を役員退職金として受け取ることによって、手取りが159万円（600万円－441万円）増加します。

固定資産や消耗品等の物品を購入する

- ▶ 取得価額 10 万円未満又は使用可能期間 1 年未満は支出時の経費算入
- ▶ 取得価額 10 万円以上 20 万円未満は一括償却又は少額減価償却を選択
- ▶ 取得価額 20 万円以上 30 万円未満は少額減価償却が選択できる

1 個又は 1 組あたりの単価によって経費算入のタイミングが異なる

医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が、その業務の用に供する固定資産や消耗品等を購入した場合は、減価償却費又は消耗品費として、各年度の経費に算入することができます。

この場合、1 個又は 1 組あたりの単価が一定額以上であれば、いったん資産計上し、減価償却することになり、経費算入のタイミングが遅くなります。

物品等を購入した場合の税務上の取扱い

取得価額 (1 個又は 1 組あたりの単価)	税務上の取扱い	
10 万円未満	消耗品費等 (全額支出時の経費算入)	
10 万円以上 20 万円未満	いずれか選択	
	一括償却資産 (3 年間で均等償却)	中小企業者等の少額減価償却 (全額支出時の経費算入)
20 万円以上 30 万円未満	中小企業者等の少額減価償却資産 (全額支出時の経費算入)	
30 万円以上	減価償却資産 (耐用年数にわたり減価償却)	

(注 1) 取得価額にかかわらず、使用可能期間が 1 年未満である場合には、消耗品費として支出時の経費に算入することができます。

(注 2) 取得価額が 30 万円未満であっても通常の減価償却資産として減価償却することは可能です。

(注 3) 令和 4 年 4 月 1 日以降については、対象資産から貸付け (主要な事業として行われるものを除く) の用に供した資産は除外されます。

消耗品費等として支出時の経費算入になる場合

- ①使用可能期間が 1 年未満であるもの
- ②取得価額が 10 万円未満であるもの

その資産の取得価額が 10 万円未満であるかどうかは、通常 1 単位として取引されるその単位で判定します。

例えば、応接セットの場合は、通常、テーブルと椅子が 1 組で取引されるものですから、1 組で 10 万円未満になるかどうかを判定します。

また、カーテンの場合は、1 枚で機能するものではなく、一つの部屋で数枚が組み合わされて機能するものですから、部屋ごとにその合計額が 10 万円未満になるかどうかを判定します。

一括償却資産としての処理を選択した場合

取得価額が 20 万円未満で、一括償却資産としての処理を選択したものは、次の算式により計算した金額を、その年度以降にわたって経費に算入します。

$$\text{(算式)} \quad \text{一括償却対象額} \times \frac{\text{その年度の月数}}{36}$$

中小企業者等の少額減価償却資産としての処理を選択した場合

取得価額が 30 万円未満で、中小企業者等の少額減価償却資産としての処理を選択したものは、次の要件を満たせばその取得価額の全額を支出時の経費に算入することができます。

- ①中小企業者等で青色申告書を提出するものであること
- ②令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得し、事業供用すること
- ③損金経理をすること
- ④その年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円 (その年度が 1 年に満たない場合には、300 万円を 12 で除し、これにその年度の月数を乗じて計算した金額) に達するまでのものであること
- ⑤確定申告書等に明細書を添付すること

(注) 中小企業者等とは、資本金等の額が 1 億円以下の法人でその発行済株式総数等の一定割合以上を大規模法人に所有されていない法人及び資本又は出資を有しない法人又は個人で常時使用する従業員の数が 1,000 人以下のものをいいます。

医療法人から役員退職金を支給する

- ▶ 役員退職金は適正額以下であれば医療法人の経費に算入できる
- ▶ 退職金を受け取った個人は退職所得課税（退職所得控除・1/2 課税）
- ▶ 死亡退職金は相続税の対象となる（500万円×相続人数の非課税枠）

役員退職金の課税関係

医療法人が、その役員に対して役員退職金を支給した場合の課税関係は、以下の通りです。

役員退職金の金額	医療法人	役員（個人） （生存退職金）	遺族（個人） （死亡退職金）
適正額以下	経費算入	退職所得課税 ・退職所得控除 ・1/2 課税 [※] ・分離課税	相続税の対象 ・法定相続人×500万円 の非課税枠
不相当に高額な部分の金額	経費不算入		

※ 役員等勤続年数が5年以下である人が支払いを受ける退職金は、平成25年分以後は1/2課税の適用はありません。

役員退職金は適正額以下であれば経費に算入できる

医療法人が、その役員に対して支給する給与の額のうち適正額以下の金額は経費に算入できます。しかしながら、適正額を超える不相当に高額な部分の金額は、経費に算入できません。

経費に算入できる役員退職金の適正額とは、その退職した役員に対して支給した退職給与の額が、以下の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額をいいます。

- ①その役員その医療法人の業務に従事した期間
- ②その退職の事情
- ③その医療法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等

役員退職金の適正額の参考となる計算方法（功績倍率法）

法人税の法令上、役員退職金の適正額についての具体的な計算方法は明記されていませんが、過去の裁判事例等から一般的に「功績倍率法」という計算方法により、役員退職金の適正額を算出することができます。

$$\text{(算式)} \quad \text{最終月額報酬} \times \text{勤続年数} \times \text{功績倍率}$$

この算式において、最終月額報酬に代えて、在職期間中の報酬月額を平均値を用いる方法も合理性があると考えられます。

功績倍率については、その医療法人と類似する法人を数社選定し、その平均的な功績倍率を算出する方法や、類似する医療法人のうちの最高値の功績倍率を採用する方法がありますが、理事長、理事、監事などの役職や功績に応じて、一般的におおむね1倍～3倍が妥当な倍数だとされています。

死亡退職金と併せて支給する弔慰金の適正額

医療法人が支給する役員退職金が適正額であるかどうかについて、過去の裁判事例によりますと、役員の業務上の死亡により支給する死亡退職金である場合は、その役員に対する死亡退職金に加えて、その役員に対して支給した弔慰金を経費に算入することが認められると考えられます。

この場合の弔慰金は、相続税法基本通達による弔慰金（業務上の死亡の場合は賞与以外の普通給与の3年分又は業務上の死亡でない場合は賞与以外の普通給与の6か月分）か、労働基準法79条による遺族補償（平均賃金の千日分）を基準として適正額を計算することが多いようです。

役員退職金規程の作成と社員総会による決議

医療法人においては、役員退職金の支給に備えて、あらかじめ役員退職金規程及び弔慰金規程を作成しておき、役員退職金の支給時には社員総会議事録にその計算根拠を明記しておく対策が必要といえます。

医療法人契約で解約返戻率が高い定期保険等に参加する

- ▶ 解約返戻率が高い定期保険等は死亡保障と退職金貯蓄が可能となる
- ▶ 最高解約返戻率により保険料のうち経費算入できる割合が決まる
- ▶ 個人が受けた役員退職金は退職所得控除と1/2課税が適用できる

解約返戻率が高い定期保険等の加入目的は死亡保障と退職金貯蓄

医療法人を契約者として、以下のように定期保険等に参加します。

定期保険等とは、医療法人が契約者となり、その役員又は使用人（これらの者の親族を含む）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険）や第三分野保険をいいます（特約が付されているものを含む）。

第三分野保険とは、保険業法第3条第4項第2号に掲げる保険で、具体的には医療保険、がん保険、介護保険、障害保険等をいいます。

契約者（保険料負担者）	被保険者	保険金受取人
医療法人	理事長・理事等	医療法人

例えば、被保険者である理事長が死亡したときには、死亡保険金が医療法人に支払われます。その死亡保険金は、医療法人の承継や解散に必要な資金に充てたり、理事長の遺族に死亡退職金として支給し、遺族の生活のための資金に充てたりすることができます。

また、定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合（解約した際に解約返戻金が受け取れる場合）には、理事長が勇退するときに、その定期保険等を解約して医療法人が解約返戻金を受け取り、その解約返戻金を理事長退職金の財源に充てることができます。

定期保険等の目的

被保険者が死亡等した場合	死亡保険金等が支払われる
役員の勇退時等に解約した場合	解約返戻金が支払われる

定期保険等の保険料の税務上の取扱い

区分	期間	保険料のうち損金計上割合	保険料のうち資産計上割合
①最高解約返戻率が50%以下のもの ②最高解約返戻率が70%以下で年換算保険料が30万以下のもの	全期間	100%	0%
	保険期間開始日から保険期間の40%相当期間を経過する日まで（資産計上期間）	60%	40%
保険期間が3年以上で最高解約返戻率が50%超70%以下	保険期間の40%相当期間経過後から75%相当期間を経過するまで	100%	0%
	保険期間の75%相当期間経過後から保険期間終了日まで	100%	0%（資産計上した累積額を保険期間終了日までの経過に応じて均等に取崩して損金計上）
保険期間が3年以上で最高解約返戻率が70%超85%以下	保険期間開始日から保険期間の40%相当期間を経過する日まで（資産計上期間）	40%	60%
	保険期間の40%相当経過後から75%相当期間を経過するまで	100%	0%
	保険期間の75%相当期間経過後から保険期間終了日まで	100%	0%（資産計上した累積額を保険期間終了日までの経過に応じて均等に取崩して損金計上）
保険期間が3年以上で最高解約返戻率が85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間まで（資産計上期間）（注1）（注2）	100% - （最高解約返戻率×90%）	最高解約返戻率×90%
	上記以外	100% - （最高解約返戻率×70%）	最高解約返戻率×70%
	最高解約返戻率となるまでの期間（資産計上期間）経過後から保険期間終了日まで	100%	0%（解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間又は資産計上期間経過後から保険期間終了日までの経過に応じて均等に取崩して損金計上）

（注1）最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、解約返戻金相当額からその直前期間における解約返戻相当額を控除した金額を年換算保険料で除した割合が70%を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間までが資産計上期間となります。

（注2）資産計上期間が5年未満となる場合には5年を経過する日まで、保険期間が10年未満の場合は保険期間の50%相当期間を経過する日までが資産計上期間となります。

（注3）「最高解約返戻率となる期間」及び「70%を超える期間」並びに取崩期間の「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となります。

（注4）保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合において、その役員又は特定の使用人等のみを被保険者としているときは、保険料の金額がその者に対する給与となります。

子供の国民年金保険料を支払って社会保険料控除を適用する

- ▶ 生計一の子供が20歳になった場合の国民年金保険料は所得控除できる
- ▶ 翌2年間分を支払った保険料は支払年度にまとめて所得控除できる
- ▶ 過去分をまとめて支払った保険料は支払年度にまとめて所得控除できる

社会保険料控除の概要

個人が、1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額については、所得税の計算上、社会保険料控除として所得控除を受けることができます。

控除できる金額は、その年に実際に支払った社会保険料の全額です。

子供が20歳になった場合の国民年金保険料

子供の年齢が20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」もありますが、生計を一にする親族であれば、その親が支払った社会保険料については、支払った親の所得税の計算上、社会保険料控除の対象となります。

2年間分の国民年金保険料をまとめて前払いした場合

平成26年4月から国民年金保険料の「2年前納」制度が始まりましたが、前納した社会保険料は、その全額を支払った年分の社会保険料控除の対象とすることができます。なお、各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法を選択することもできます。

例えば、生計を一にしている子供の国民年金保険料を過去3年分まとめて支払った場合にも、本年中に支払ったものであれば、過去の年分のものであっても本年分の社会保険料控除の対象になります。

個人型確定拠出年金に加入して小規模企業共済等掛金控除を適用する

- ▶ 個人型確定拠出年金は個人事業の場合月額68,000円まで加入できる
- ▶ 個人型確定拠出年金は医療法人の役職員は月額23,000円まで加入できる
- ▶ 掛金は全額所得控除となり給付金は退職所得又は雑所得として課税

小規模企業共済等掛金控除の概要

個人が、小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合には、その掛金について、所得税の計算上、小規模企業共済等掛金控除として所得控除を受けることができます。

確定拠出年金の掛金は小規模企業共済等掛金控除の対象となる

小規模企業共済等掛金控除の対象となる小規模企業共済は、医業又は歯科医業を営む個人しか加入できず、医療法人は加入することができませんが、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金については、医業又は歯科医業を営む個人であっても加入できますし、医療法人であっても役員個人として加入できます。

確定拠出年金とは

確定拠出年金とは、加入者が自ら掛金を積み立て、金融商品を選んで年金資産を運用し、その結果を老後に受け取る仕組みの公的年金制度です。

従来の年金制度（国民年金及び厚生年金）は、「給付額（年金受取額）」が制度上決まっているのに対し、掛金の金額を決め、積み立てた年金資産の加入者自身の運用結果によって給付額が変わるのが確定拠出年金です。

個人型確定拠出年金は、銀行や証券会社等の民間金融機関が、各社独自のプランをして設定し、その窓口で加入手続きを行うことができます。

企業型確定拠出年金は、事業者が確定拠出年金制度を整備し、従業員も含めて加入手続きが必要となり、個人型年金の方が手軽に加入できるといえます。

MS 法人を設立して親族に株式を贈与する

- ▶ MS 法人は一般的な「株式会社」として設立されることが多い
- ▶ MS 法人の株式は内部留保利益が蓄積する前に親族に贈与する
- ▶ 医療法人との間で取引を行う場合には取引条件及び役員兼務に注意する

MS 法人の特徴

MS 法人は、「メディカル・サービス法人」の略称で使用されています。

MS 法人という名称は正式なものではなく、一般的な「株式会社」として設立されることが多いようです。医療に関連する業務を行う会社や医師が設立する会社を MS 法人と呼び、いわゆる俗称といえます。

昭和 61 年の医療法改正による「一人医師医療法人（＝医師が一人の診療所でも医療法人が設立できる）」の制度ができてからは、比較的容易に医療法人を設立することができるようになり、敢えて MS 法人の設立によらず、医療法人を設立することが多く見受けられるようになりました。

MS 法人（株式会社）と医療法人との違い

項目	MS 法人 (株式会社)	持分あり医療法人	持分なし医療法人
出資者	株主	社員	社員
出資持分	あり	あり	なし
議決権	持分に応じる	1 人 1 個	1 人 1 個
役員	代表取締役・取締役・監査役 (取締役 1 名でも設立可能)	理事長・理事・監事(理事 3 人以上、監事 1 人以上)	理事長・理事・監事(理事 3 人以上、監事 1 人以上)
役員任期	10 年以内	2 年以内	2 年以内
代表者要件	なし	医師(原則)	医師(原則)
残余財産帰属	出資者	出資者	国等
役員登記	役員全員	理事長のみ	理事長のみ
資産総額登記	なし	あり(毎年)	あり(毎年)
配当	任意	禁止	禁止
根拠法	会社法	医療法	医療法

MS 法人の法人税率は医療法人の法人税率よりも高い

MS 法人の各年度の所得金額に対しては、法人税等（地方法人税、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税を含む）がかかります。医療法人と比較しますと、医療法人には事業税率の軽減及び保険診療の非課税所得の制度があることから、原則として MS 法人の法人税率の方が高くなります。

MS 法人と医療法人の法人税率の比較

所得金額	MS 法人 (東京都・資本金等 1 億円以下)	医療法人 (東京都・資本金等 1 億円以下)
年 400 万円以下の部分	22.38%	22.29%
年 400 万円超 年 800 万円以下の部分	24.85%	24.18%
年 800 万円超の部分	36.79%	33.79%

(注 1) 令和 2 年 4 月以降に開始する事業年度

(注 2) 法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税の合算税率

(注 3) 事業税は標準税率で医療法人の保険診療にかかる非課税所得を考慮していない

(注 4) 税率は小数点第 3 位以下を切り捨てたものの合計

MS 法人の株式を親族に贈与する

医療後継者には、持分あり医療法人の出資持分の贈与対策又は持分なし医療法人の設立によって、後継者への事業承継対策を行うことができます。

MS 法人については、その株主を親族（子供や孫）にし、その親族のために MS 法人に内部留保利益を残していけば、その内部留保利益に対しては相続税の課税が行われませんので、医療後継者以外の親族への相続対策とすることができます。

但し、医療法人と同様に、各年度の決算において利益を計上し、MS 法人の内部に利益を蓄積した場合に評価額が高くなる仕組みとなっていますので、内部留保利益が蓄積する前に株式を移転しておく必要があります。

MS 法人の活用事例と注意点

例えば、クリニックの土地建物を MS 法人が保有し、医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人へこれを賃貸し、家賃収入で得られる利益を MS 法人内に蓄積すること

MS 法人で株式投資を行う

- ▶ 株主を親族にしておけば内部留保利益には相続税の課税が行われない
- ▶ 株式譲渡益に対する税金は個人の方が税率が低く、非課税制度もある
- ▶ 株式譲渡損失は、法人の方が他収益から控除でき欠損金繰越期間が長い

MS 法人で証券口座を開設して株式投資を行う

MS 法人が、証券口座を開設して株式投資を行うことができます。

MS 法人については、その株主を親族（子供や孫）にしておき、その親族のために MS 法人に内部留保利益を残していけば、その内部留保利益に対しては相続税の課税が行われません。

MS 法人の株式譲渡益及び配当収入等には法人税等がかかる

MS 法人が株式投資を行ったことによる株式譲渡益及び配当収入等によって生じる各年度の所得に対しては、法人税等（地方法人税、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税を含む）がかかります。

MS 法人が株式投資を行ったことによって生じた株式譲渡損失は、MS 法人の他の収益から控除することができます。なお、MS 法人の欠損金は、翌年以降9年間（平成30年4月1日以後に開始する年度に生じた欠損金は10年間）にわたり繰越控除できます（青色申告の欠損金繰越控除制度）。

法人税等の税率表（東京都の普通法人で資本金等1億円以下、標準税率の場合）

所得金額	法人税	地方法人税	住民税	事業税	特別法人事業税	合計
年400万円以下の部分	15.0%	1.54%	1.05%	3.50%	1.29%	22.38%
年400万円超 年800万円以下の部分	15.0%	1.54%	1.05%	5.30%	1.96%	24.85%
年800万円超の部分	23.2%	2.38%	1.62%	7.00%	2.59%	36.79%

（注1）令和2年4月以降に開始する年度

（注2）税率は小数点第3位以下を切り捨て

個人で株式投資を行った場合の税金

個人が、証券会社等の特定口座や一般口座を使って株式投資を行い、上場株式等の売却により譲渡所得が生じた場合には、その譲渡所得に対する所得税等は、次の算式により計算します。

なお、株式等の譲渡所得に対する所得税等の計算は、他の所得の金額と区分して税金を計算する「分離課税」となります。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{譲渡所得} &= \text{総収入金額（譲渡価額）} - \text{必要経費（取得費 + 委託手数料等）} \\ \text{譲渡所得} &\times 20.315\% \text{（所得税及び復興特別所得税 } 15.315\% \text{、住民税 } 5\% \text{）} \end{aligned}$$

個人が、証券会社等を通じて上場株式等を売却したこと等により生じた譲渡損失がある場合は、確定申告をすることにより、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算ができます。また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告をすることにより上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。

また、個人が証券会社等のNISA口座（非課税口座）で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、最長5年間非課税となる制度があります（NISA口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます）。

上場株式等を売却したことにより生じた損失と、特定口座や一般口座で保有する上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。

株式投資をMS法人で行った場合と個人で行った場合の比較

株式投資による譲渡益に対する税金は、個人の方が税率が低く、NISA制度という非課税制度もあり、有利です。

但し、譲渡損失については、MS法人の場合は他の収益との通算ができ、繰越欠損金の控除も9年間（平成30年4月1日以後に開始する年度に生じた欠損金は10年間）可能ですが、個人の場合は株式譲渡益及び配当等との通算しかできず、譲渡損失の繰越控除も3年間しかできません。

賃貸用不動産を購入する

- ▶ 現金よりも土地は約 8 割、家屋は約 7 割の相続税評価額となる
- ▶ 賃貸用不動産はさらに貸家建付地及び貸家の評価減が可能となる
- ▶ 時価と相続税評価額のかい離が大きい賃貸用不動産は評価減が大きい

現預金以外の財産は「財産評価基本通達」により評価する

相続税を計算するにあたっては、被相続人の死亡時の財産のうち現預金以外の財産は、原則として「財産評価基本通達」というルールに従って、それぞれを現金価値に評価します（相続税評価額）。

そこで、現預金を持ったまま相続が起こったケースと、現預金を他の財産（例えば、不動産等）に変えて相続が起こったケースとでは、同じ価値のある財産であっても、相続税計算上の相続税評価額が異なることがあります。

土地は時価（取引価格）よりも相続税評価額が低くなる

土地は、原則として宅地、田、畑、山林などの地目ごとに評価しますが、その評価方法には、路線価方式と倍率方式があります。

路線価方式	市街地等の路線価が定められている地域の評価方法。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の 1 m ² 当たりの価額のこと
倍率方式	路線価が定められていない地域の評価方法

路線価は、公示地価の 8 割程度に設定されています。公示地価は国土交通省が定めた地点の時価を表していますので、取引価格の指標となります。

公示地価の 8 割程度に設定されている路線価によって土地を評価する訳ですから、理論上は、現預金で時価 1 億円の土地を購入した場合には、路線価方式で評価した相続税評価額はおおむね 8,000 万円となります。

但し、土地の時価（取引価格）は公示地価と完全に一致している訳ではなく、個別の取引事情によって高くなったり低くなったりするものですから、必ず 8 割程度に相続税評価が下がる訳ではありません。

家屋は時価（取引価格）よりも相続税評価額が低くなる

家屋（建物）は、固定資産税評価額に 1.0 倍して評価します。つまり、家屋の相続税評価額は固定資産税評価額と同じことになります。

固定資産税評価額は、市区町村が固定資産税等を計算するために決定しますが、時価の 7 割程度に設定されています。

時価の 7 割程度に設定されている固定資産税評価額が家屋の相続税評価額になる訳ですから、理論上、現預金で時価 1 億円の家屋を建築した場合には、相続税評価額（＝固定資産税評価額）はおおむね 7,000 万円となります。

賃貸用不動産は土地・家屋ともに相続税評価額が低くなる

賃貸用不動産は、さらに相続税評価額が低くなります。

貸家（賃貸用家屋・賃貸用アパート・賃貸用マンション等）の敷地となっている土地（貸家建付地）は、その貸家の中に借家人が入居していることで土地の利用が制限されているとされ、評価額が低くなります。

$$\text{(算式)} \quad \text{貸家建付地評価額} = \text{更地評価額} \times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合})$$

例えば、現預金で時価 1 億円の貸家建付地を購入した場合には、路線価を時価の 8 割、借地権割合を 70%、借家権割合を 30% としますと、貸家建付地の評価額は、1 億円 \times 80% \times (1 - 70% \times 30%) = 6,320 万円となり、時価 1 億円から 3,680 万円評価額が低くなります。

また、貸家についても相続税評価額が低くなります。

$$\text{(算式)} \quad \text{貸家評価額} = \text{固定資産税評価額} \times (1 - \text{借家権割合})$$

例えば、現預金で時価 1 億円の貸家を建築した場合には、固定資産税評価額を時価の 7 割、借家権割合を 30% としますと、貸家建付地の評価額は、1 億円 \times 70% \times (1 - 30%) = 4,900 万円となり、時価 1 億円から 5,100 万円評価額が低くなります。